



参考事例のご紹介

市民後見人への相談対応、フォローバック体制の構築

釧路市権利擁護成年後見センターでは、平成22年度、初めて市民後見人を候補者とした申立て時から、受任するハードルを下げるため、相互チェック機能をアピールし、「複数後見（2名どちらも市民後見人）」、「監督人なし」で申請している。現在もその仕組みは継続しており、105名の候補者中7割が受任中（H29.9現在）。

しかし、市民後見人の数も不足しており、家庭裁判所と協議のうえ、1年以上の後見活動経験者であれば単独受任を認められることとなり、59件のうち10件が市民の単独受任ケース（H29.9現在）。

市民後見人に監督人はつけないものの、家庭裁判所と協議のうえ、センター専門職員3名が随時相談に応じるとともに、以下をルール化したフォローバック体制を構築している。

- ①受任後初年度の報告月と面談回数をルール化（1か月後、6か月後、12か月後の3回）
- ②2年目以降は、家庭裁判所への報告月の面談をルール化（12か月後に1回）している。

- ・釧路市では、市民後見人養成講座修了者による2つのNPO法人も活動中

（釧路市権利擁護成年後見センター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成）

成年後見人等サポートの実施

伊賀地域福祉後見サポートセンター（以下、サポートセンター）では、以下のような体制を構築している。

- ・成年後見人等が困った時に気軽に相談に応じられる体制
- ・より専門的な内容での支援ができる体制

本人（被後見人等）が抱える生活課題は多様であり、サポートセンターがその成年後見人等を支援するにも多様な情報が必要となる。そこで、まずは、サポートセンター事務局スタッフが相談に応じ、より専門的な内容については、医療・福祉・法律の専門職等で構成されたサポートセンター運営委員会委員から助言を得られるようにしている。

個別の対応だけではなく、親族、専門職、市民、法人等の属性を問わず、成年後見人等を受任した方が参加できる「後見人のつどい」と、福祉後見人が参加する「福祉後見人連絡会」を開催している。いずれも、専門職等との相談助言と成年後見人等の相互交流の機会になっている。

また、サポートセンターは、成年後見人等が本人（被後見人等）に対して行っている支援が適切か見守るとともに、必要に応じて、より良い支援を行っていくための相談助言などを、高齢者や障がい者の相談支援機関や家庭裁判所と連携して行っている。

（伊賀地域福祉後見サポートセンター、ヒアリング調査等における聞き取り結果をもとに作成）